

(証券コード：7075)

令和 4 年 6 月 15 日

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
株式会社Q L S ホールディングス
代表取締役社長 雨 田 武 史

第 4 期 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り郵送（書面）による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和4年6月30日（木曜日）午後3時00分～
2. 場 所 大阪市浪速区難波中一丁目12番5号 難波室町ビル3階
当社 本社会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

第4期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第4期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 会計監査人選任の件

第4号議案 第1回新株予約権の行使条件追加の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

（令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、段階的な経済活動や景気の回復が期待されたものの、新たな変異株の発生及び拡大懸念や資源価格高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては、大井町第2保育園、小石川保育園、天六保育園、東池袋保育園、丸の内保育園、北区王子保育園の6施設の運営が始まったことにより、売上高は3,897,362千円（前年同期比28.9%増）となり、セグメント利益は751,641千円（前年同期比35.5%増）となりました。しかし、育休延長の影響で0歳児の入園が減ったことや近隣への競合保育園の出園の影響により、投資の回収が見込めない保育園について、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

介護福祉事業においては、拠点数は増加したものの、初期費用の増加、また、人件費が増加したこと等により、売上高は844,091千円（前年同期比11.6%増）となり、セグメント損失は19,906千円（前年同期は64,578千円の利益）となりました。

人材派遣事業においては、主力である大手自動車メーカーへの派遣業務が新型コロナウイルスの影響による低迷から抜け出したものの、営業人員の増加により販売費及び一般管理費が増加したことにより、売上高は675,327千円（前年同期比9.8%増）となり、セグメント損失は18,197千円（前年同期は39,661千円の利益）となりました。

その他事業においては、業務請負による通信機器の販売が好調であり、売上高は221,348千円（前年同期比197.6%増）、セグメント利益は15,578千円（前年同期比321.4%増）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は5,638,130千円（前年同期比26.2%増）、営業利益は200,341千円（前年同期比10.6%増）、経常利益は139,829千円（前年同期比149.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,445千円（前年同期は164,242千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は持株会社であり、当社子会社の経営指導及び経営管理を主たる事業として行っております。当社は、当社子会社が行っている事業において、①提供するサービスの品質向上、②人材の確保とスタッフ育成、及び③ニーズに対応できるサービスの拡大を経営上の課題として認識しており、利用者様へのサービス向上を目指して子会社の経営指導及び経営管理に取り組んでまいります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (平成 31 年 3 月期)	第 2 期 (令和 2 年 3 月期)	第 3 期 (令和 3 年 3 月期)	第 4 期 (令和 4 年 3 月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	—	89,678	164,670	209,710
経 常 利 益 (千円)	△210	12,591	31,067	19,909
当 期 純 利 益 (千円)	△227	9,193	21,413	15,084
1 株当たり当期純利益 (円)	△0.11	4.56	10.63	7.49
総 資 産 (千円)	30,000	50,497	90,591	206,391
純 資 産 (千円)	29,772	38,965	60,379	75,464
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	14.78	19.34	29.97	37.46

(注) 当社は、令和元年 8 月 26 日付けで普通株式 1 株につき 20 株の割合で株式分割を行っております。
そのため、第 1 期及び第 2 期の 1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産につきましては、第 1 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(4) 重要な子会社の状況等

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の内容
株式会社クオリス	千円 90,630	% 100.0	保育事業、介護福祉事業、その他事業
株式会社ダウイン	99,000	100.0	人材派遣事業、その他事業
株式会社エルサーブ	1,000	100.0 [100.0]	保育事業、介護福祉事業

(注) 「当社の議決権比率」欄の[内書]は間接所有であります。

(5) 主要な事業内容

当社は、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業及びその他の事業を運営している子会社の経営指導及び経営管理を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪市浪速区

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
15 名	13 名

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	100,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,058,240 株

(2) 発行済株式の総数 2,014,560 株

(3) 株主数 2 名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
雨 田 武 史	2,014,460 株	99.9%
株 式 会 社 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	100 株	0.0%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中の新株予約権の発行はありませんが、以下の新株予約権を当事業年度の末日以後に発行しております。

①当事業年度の末日以後に当社及び子会社の役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 2 回新株予約権
割当日	令和 4 年 4 月 16 日
新株予約権の数	1,568 個
保有人数 当社取締役 当社監査役 子会社取締役	3 名 1 名 4 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 156,800 株
新株予約権の発行価額	1 個あたり 86 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個あたり 40,000 円
新株予約権の行使期間	令和 5 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日
新株予約権の主な行使条件	i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、令和 5 年 3 月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が 200 百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更が

	あった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。 ii) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 iii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 iv) 新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。 v) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 vi) 各本新株予約権の一部行使はできない。 なお、iv) の条件については、令和4年4月15日開催の取締役会において当該条件追加について決議しており、変更の効力発生日は令和4年6月29日としております。
--	--

②当事業年度の末日以後に当社及び子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
割当日	令和4年4月16日
発行決議の日	令和4年3月30日
新株予約権の数	1,432 個
交付された者の人数 当社使用人 当社の子会社の使用人	15 名 55 名
新株予約権の目的である株式の	当社普通株式 143,200 株

種類及び数	
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 23,760 円（1株当たり 237 円 60 銭） なお、割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 個あたり 40,000 円
新株予約権の行使期間	令和 6 年 4 月 16 日から令和 14 年 3 月 30 日
新株予約権の主な行使条件	i) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 iii) 新株予約権の割り当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。 iv) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 v) 各本新株予約権の一部行使はできない。 vi) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。 なお、iii) の条件については、令和 4 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において当該条件追加に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、令和 4 年 4 月 15 日開催の取締役会において、本株主総会に付議することを決議しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	雨田 武史	株式会社クオリス代表取締役
取締役	光田 佳生	経営企画室長 株式会社ダウイン取締役
取締役	大畑 清香	事業本部長 株式会社クオリス取締役
取締役	豊田 尚孝	管理本部長
取締役	川畑 大輔	株式会社 Lily Holdings 監査役 株式会社グランデータ取締役 株式会社デジタルアスリート（旧：株式会社リスティングプラス）監査役
監査役	伊藤 栄治	株式会社クオリス監査役
監査役	伊藤 玲男	伊藤玲男公認会計士事務所代表 Reito コンサルティング合同会社代表社員 監査法人奏令代表社員
監査役	前田 英倫	弁護士法人前田総合法律事務所代表社員 弁護士

- (注) 1. 取締役川畑大輔は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役伊藤玲男及び前田英倫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役伊藤玲男は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 取締役の任期は、令和3年6月29日開催の定時株主総会終結の時から令和5年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役伊藤栄治の任期は、令和2年4月1日から令和6年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役伊藤玲男の任期は、令和3年6月29日開催の定時株主総会終結の時から令和7年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 監査役前田英倫の任期は、令和4年3月30日から令和7年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、令和3年5月27日の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績、他社水準、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である雨田武史氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しております。

同氏に委任した理由は、当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、決定された個人別の報酬額は、取締役会において審議を経て承認されております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,185 (2,205)	67,185 (2,205)	— —		6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5,505 (450)	5,505 (450)	— —		2 (1)
合計	72,690	72,690	—		8

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、令和3年6月29日開催の第3期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、令和3年6月29日開催の第3期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役1名）であります。
3. 監査役前田英倫は令和4年3月30日に就任したため、当事業年度において報酬は発生しておらず、上表には含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役川畑大輔は株式会社 Lily Holdings の監査役、株式会社グランデータの取締役、株式会社リスティングプラスの監査役であります。なお、当社と株式会社 Lily Holdings、株式会社グランデータ、株式会社リスティングプラスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役伊藤玲男は伊藤玲男公認会計士事務所の代表であり、Reito コンサルティング合同会社の代表社員であります。なお、当社と伊藤玲男公認会計士事務所、Reito コンサルティング合同会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役前田英倫は弁護士法人前田総合法律事務所の代表社員弁護士であります。なお、当社と弁護士法人前田総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	川畑 大輔	令和3年6月29日就任以来開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

社外監査役	伊藤 玲男	令和3年6月29日就任以来開催された当事業年度の取締役会には、11回中11回に出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外監査役	前田 英倫	当事業年度の令和4年3月30日に監査役に就任したため、当事業年度の取締役会には出席しておりません。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

2. 当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる体制を整えております。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって各部門と連携し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みを推進する。

②法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備する。

③代表取締役社長直轄の内部監査室を設ける。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「機密情報管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

②リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。

②取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループで定める「コンプライアンス規程」を周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を行う。

②内部監査室は、内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①取締役会は、監査役と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとする。

②監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。

②取締役及び使用人は、取締役に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告する。

③当社グループは、取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。

②取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

③監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査室に報告を求める体制を整備する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスク

について検討し、必要に応じて、社内規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。加えて、監査役に重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等を通じて、情報提供を行うことにより、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

附属明細書（事業報告関係）

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況
事業報告 8 ページに記載のとおり。
2. 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	73, 563	流 動 負 債	50, 419
現 金 及 び 預 金	24, 830	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	19, 992
前 払 費 用	659	未 払 金	10, 205
未 収 入 金	48, 046	未 払 費 用	1, 889
		未 払 法 人 税 等	1, 236
		未 払 消 費 税 等	7, 462
		預 り 金	4, 993
		賞 与 引 当 金	4, 640
固 定 資 産	132, 855	固 定 負 債	80, 507
有 形 固 定 資 産	6, 537	退 職 給 付 引 当 金	499
建 物 附 属 設 備	7, 006	長 期 借 入 金	80, 008
工 具 器 具 及 び 備 品	766	負 債 合 計	130, 927
減 価 償 却 累 計 額	△1, 235	(純資産の部)	
投資その他の資産	126, 317	株 主 資 本	75, 464
関 係 会 社 株 式	30, 000	資 本 金	30, 000
長 期 貸 付 金	90, 000	利 益 剰 余 金	45, 464
敷 金	3, 985	そ の 他 利 益 剰 余 金	45, 464
繰 延 税 金 資 産	2, 332	繰 越 利 益 剰 余 金	45, 464
		純 資 産 合 計	75, 464
資 産 合 計	206, 391	負債及び純資産合計	206, 391

損 益 計 算 書

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		209,710
売 上 総 利 益		209,710
販売費及び一般管理費		190,660
営 業 利 益		19,050
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	2,200	2,200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	93	
そ の 他	1,247	1,340
経 常 利 益		19,909
税 引 前 当 期 純 利 益		19,909
法人税、住民税及び事業税	6,327	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,502	4,825
当 期 純 利 益		15,084

株主資本等変動計算書

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	30,000	30,379	30,379	60,379	60,379
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		15,084	15,084	15,084	15,084
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）				—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	15,084	15,084	15,084	15,084
当 期 末 残 高	30,000	45,464	45,464	75,464	75,464

個 別 注 記 表

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社…………… 株式移動平均法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備…定額法

工具器具及び備品…定率法

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

1-4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

1-5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。利益剰余金の当期首残高と、当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、「契約資産」に該当する資産はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 48,046 千円

長期金銭債権 90,000 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高 209,710 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 2,014,560 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因の主なもの、未払事業税、賞与引当金等であります。

7. 金融商品に関する注記

7-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

7-2. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価等については、以下の理由により記載を省略しております。

(1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、及び②未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

負 債

①未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

②借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、記載を省略してお

ります。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
関 係 会 社 株 式	30,000

これについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載を省略しております。

8. 関連当事者取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 クオリス	大阪市 浪速区	90,630	保育事業 介護福祉事業 その他事業	所有 直接100	経営指導 管理業務の 委託 役員の兼任	経営指導 料の受取 (注) 2	164,644	未収入金	32,728
							資金の貸 付 (注) 3	90,000	長期貸付 金	90,000
子会社	株式会社 ダウイン	兵庫県 尼崎市	99,000	人材派遣事業 その他事業	所有 直接100	経営指導 管理業務の 委託 役員の兼任	経営指導 料の受取 (注) 2	28,912	未収入金	12,624
子会社	株式会社 エルサーブ	大阪市 東住吉区	1,000	保育事業 介護福祉事業	所有 直接0.0 間接100	経営指導 管理業務の 委託	経営指導 料の受取 (注) 2	16,154	未収入金	2,693

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。
3. 株式会社クオリスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 37円46銭
- (2) 1株当たり当期純利益 7円49銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、令和4年3月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、令和4年4月16日に発行いたしました。(第1回新株予約権)

また、当社は、令和4年3月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、令和4年4月16日に発行いたしました。(第2回新株予約権)

Ⅰ. 第1回新株予約権について

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員に対して、新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日

令和4年4月16日

②付与対象者の区分、人数及び発行数

当社従業員 15名 271個、当社子会社従業員 55名 1,161個

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 23,760円（1株当たり 237円60銭）

なお、割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

④新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 143,200株

⑤新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 40,000円（1株当たり 400円）

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から、上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iii) 新株予約権の割り当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。

iv) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

v) 各本新株予約権の一部行使はできない。

vi) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

なお、iii) の条件については、令和4年6月29日開催予定の定時株主総会において当該条件追加に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、令和4年4月15日開催の取締役会において、本株主総会に付議することを決議しております。

⑧新株予約権の行使期間

自 令和6年4月16日 至 令和14年3月30日

II. 第2回新株予約権について

(1) ストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の発行日

令和4年4月16日

②付与対象者の区分、人数及び発行数

当社取締役 3名 768個、当社監査役 1名 110個、当社子会社取締役 4名 690個

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり86円（1株当たり86銭）

④新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 156,800株

⑤新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり40,000円（1株当たり400円）

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i) 記載の資本金等増加限度額から、上記 i) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年3月期における、当社が提出した発行情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

ii) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

iii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iv) 新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金

融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。

v) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

vi) 各本新株予約権の一部行使はできない。

なお、iv) の条件については、令和4年4月15日開催の取締役会において当該条件追加について決議しており、変更の効力発生日は令和4年6月29日としております。

⑧新株予約権の行使期間

自 令和5年6月1日 至 令和9年5月31日

第4期 計算書類に係る附属明細書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

株式会社Q L S ホールディングス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の 種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定 資産	建物附属 設備	6,575	—	—	469	6,106	899	7,006
	工具器具 備品	376	225	—	170	430	335	766
	計	6,952	225	—	639	6,537	1,235	7,772

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	4,640	—	4,640
退職給付引当金	—	499	—	499

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	72, 690
給 料 手 当	35, 263
雑 給	370
賞 与	3, 814
賞与引当金繰入額	4, 640
退 職 給 付 費 用	499
法 定 福 利 費	13, 886
福 利 厚 生 費	317
旅 費 交 通 費	5, 710
通 信 費	2, 528
交 際 費	200
会 議 費	160
減 価 償 却 費	639
地 代 家 賃	7, 483
水 道 光 熱 費	178
消 耗 品 費	3, 857
租 税 公 課	1, 018
広 告 宣 伝 費	3, 840
支 払 手 数 料	1, 772
諸 会 費	370
シ ス テ ム 費	11, 439
支 払 報 酬 料	19, 085
業 務 委 託 費	513
雑 費	381
合 計	190, 660

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

株式会社Q L Sホールディングス
代表取締役社長 雨 田 武 史

[決議事項]

第1号議案 第4期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第4期の計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容は、添付書類14ページから26ページに記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社に該当いたしません。同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人に関する規定を新設するものであります。

また、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関構成） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会	（機関構成） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 <u>（4）会計監査人</u>
第5条～第39条（条文省略）	第5条～第39条（現行どおり）
（新設） （新設）	<u>第6章 会計監査人</u> <u>（会計監査人の選任）</u> <u>第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u> <u>（会計監査人の任期）</u>

(新設)	<u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u>
(新設)	<u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u>
第 40 条～第 43 条 (条文省略)	第 43 条～第 46 条 (条数の変更のみ行い、文言は現行どおり)

第 3 号議案 会計監査人選任の件

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社に該当いたしません。コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために会計監査人設置会社となるものであり、第 2 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の決定によるものであります。

会計監査人候補者の概要は、以下のとおりであります。

名称	監査法人コスモス 統括代表社員 富田昌樹・新開智之
主たる事務所の所在場所	本部：名古屋市中村区名駅南一丁目 3 番 18 号 NORE 名駅 6 階 東京オフィス：東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 7 番地 神田カドウチビル 5 階
沿革	1988 年 6 月 設立（本部：名古屋市中区、東京事務所：東京都品川区） 2005 年 6 月 PrimeGlobal 加盟 2007 年 5 月 上場会社監査事務所登録 2007 年 9 月 本部を名古屋市中村区に移転 2015 年 6 月 東京オフィスを東京都中央区に移転 2019 年 8 月 東京オフィスを東京都千代田区に移転
概要（2022 年 6 月現在）	資本金：14,000,000 円 人員数：公認会計士 56 名（うち代表社員 3 名、社員 5 名） 公認会計士合格者等 19 名

（注）監査役会が監査法人コスモスを会計監査人候補者とした理由は、会計監査人として

の独立性及び専門性、監査チームの体制及び監査の方法等を総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査人として適当と判断いたしました。なお、同法人からは、就任の承諾を得ております。

第4号議案 第1回新株予約権の行使条件追加の件

当社は、2022年3月30日開催の臨時株主総会において、当社及び当社子会社の従業員

に対するストック・オプションとして株式会社 QLS ホールディングス第1回新株予約権を発行することをご承認いただいております。本新株予約権は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として発行されました。新株予約権者による当社の業績向上に対する意欲や士気をさらに高めるべく、本新株予約権に「新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。」という条件を追加するため、本新株予約権の内容の変更をお願いしたいと存じます。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(6) 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権の一部行使はできない。 ⑤本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。	(6) 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③<u>新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。</u> ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新

	株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤各本新株予約権の一部行使はできない。 ⑥本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
--	---

以上

監査役会監査報告

株式会社Q L Sホールディングス監査役会

常勤監査役 伊藤栄治 ○印印

社外監査役 伊藤玲男 ○印印

社外監査役 前田英倫 ○印印

第4期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに事業所に赴き実地調査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、令和4年3月30日開催の臨時株主総会において、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

また令和4年3月14日開催の取締役会において当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

以上